資料2

第4次越谷市男女共同参画計画改定基本方針（概要版）

1. 計画改定の趣旨

本市では、令和3年（2021年）3月に第4次越谷市男女共同参画計画（令和3年度～令和12年度）を策定し、男女共同参画社会の日点に向けた施策に取り組んできました。この間、令和2年（2020年）に始まった新型コロナウィルス感染症の流行により、社会情勢は大きく変化しました。

また、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことから、新法及び社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進するため、計画の中間年度及び後期実施期計画がスタートとなる令和8年度（2026年度）に向け、計画の見直しを図るものです。

2. 計画策定の位置付け

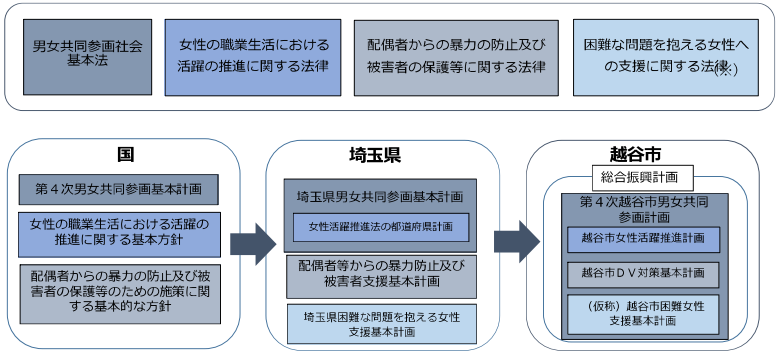

※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 以下、「困難女性支援法」という。

3 計画の期間・構成

第5次越谷市総合振興計画と連動し、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とし「基本計画」「実施計画」で構成します。⑴「基本計画」は、男女共同参画社会を実現するため、施策を体系化しその方策を示すものです。

⑵「実施計画」は、基本計画の基本的施策を実施するため、具体的事業を示すものです。

なお、「実施計画」は、前期（令和3年度～7年度）と後期（令和8年度～12年度）の調整をし、整合性を図 るものとします。

また、社会情勢の変化をはじめ計画の進捗状況や総合振興計画の実施計画の進捗状況などにより、この計画期間においても、随時内容を精査し、必要に応じて見直しを検討します。

年　度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本計画										
実施計画 前期										
実施計画 後期										

【参考】第5次越谷市総合振興計画　令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

年　度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本構想										
基本計画 前期										
基本計画 後期										
実施計画 第1期										
前期 第2期										
実施計画 第1期										
後期 第2期										

4. 計画改正の体制

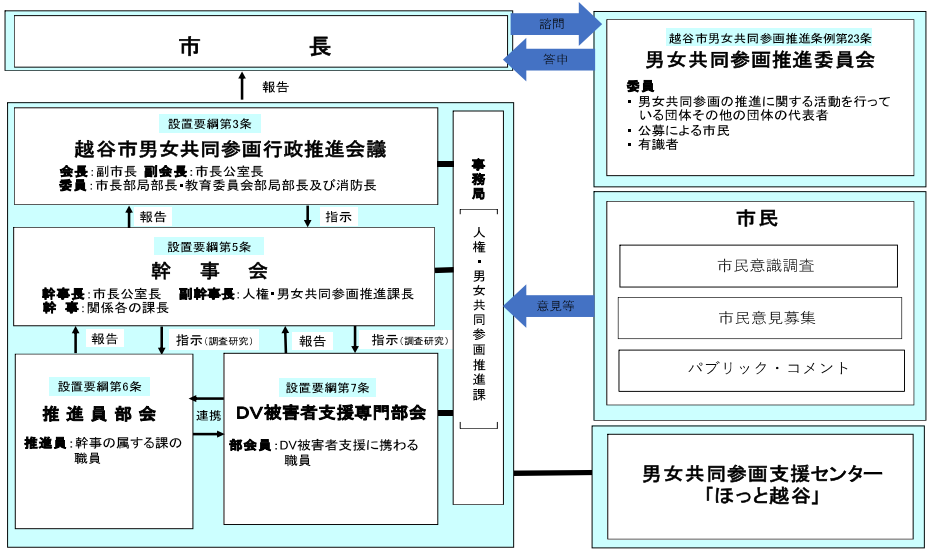

＜行政推進会議＞

危機管理監
総合政策部長
行財政部長
総務部長
市民協働部長
福祉部長
地域共生部長
子ども家庭部長
保健医療部長
環境経済部長
建設部長
都市整備部長
市立病院事務部長
教育総務部長
学校教育部長
消防長

別表1（第3条関係）

＜幹事会＞

	危機管理室長
総合政策部	政策課長
行財政部	行政管理課長
総務部	人事課長
市民協働部	市民活動支援課長
	市民課長
福祉部	福祉総務課長
	生活福祉課長
地域共生部	地域共生推進課長
	地域包括ケア課長
子ども家庭部	子ども施策推進課長
	こども家庭センター長
保健医療部	健康づくり推進課長
環境経済部	経済振興課長
建設部	道路総務課長
都市整備部	都市計画課長
市立病院事務部	庶務課長
教育総務部	生涯学習課長
学校教育部	指導課長
消防局	消防総務課長

別表2（第5条関係）

＜推進員部会＞

	危機管理室
総合政策部	政策課
行財政部	行政管理課
総務部	人事課
市民協働部	市民活動支援課
福祉部	福祉総務課
地域共生部	地域共生推進課
子ども家庭部	子ども施策推進課
保健医療部	健康づくり推進課
環境経済部	経済振興課
建設部	道路総務課
都市整備部	都市計画課
市立病院事務部	庶務課
教育総務部	生涯学習課
学校教育部	指導課
消防局	消防総務課

別表3（第6条関係）

＜DV被害者支援専門部会＞

市民協働部	市民課
福祉部	生活福祉課
	障害福祉課
地域共生部	地域包括ケア課
子ども家庭部	子ども福祉課
	保育入所課
	青少年課
	こども家庭センター
保健医療部	健康づくり推進課
	国保年金課
	保健総務課
環境経済部	経済振興課
市立病院事務部	医事課
学校教育部	学務課
	指導課
	教育センター

別表4（第7条関係）

5. 計画策定に向けての検討項目

策定基本方針に基づき、男女共同参画推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成していますが、現段階において検討すべき課題は以下のとおりです。

⑴現行では審議会等における女性委員の割合を、令和12年度までに35％とすることを目標値として掲げています。しかしながら、国や県の計画における目標値は40％とされていることから、目標値の見直しと、目標達成に向けた取組強化が必要となります。

⑵（仮称）越谷市困難な問題を抱える女性支援計画を着実に進めるため、組織体制の見直しも含めた体制整備が必要となります。

現行

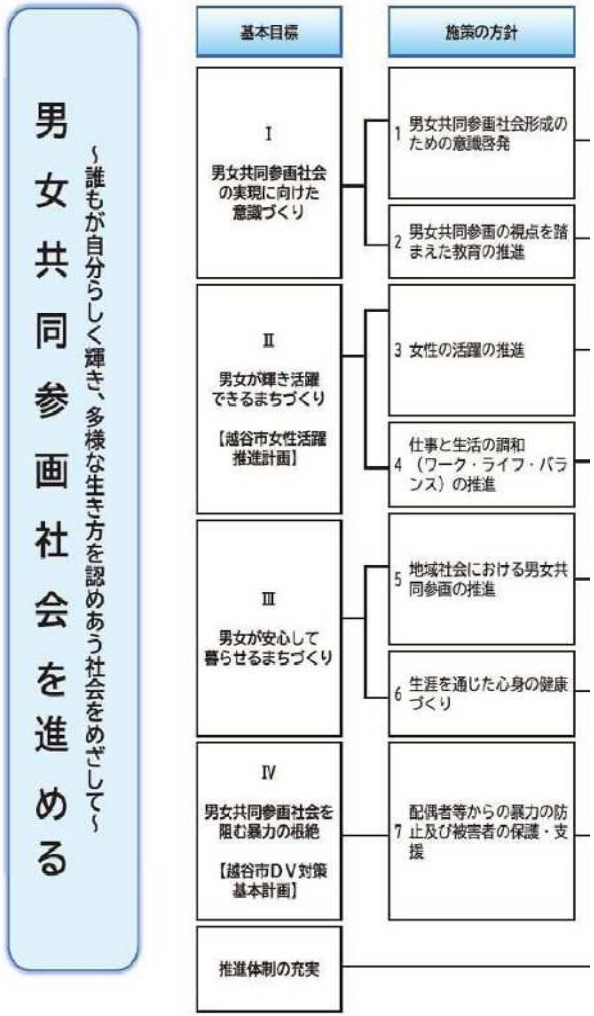
男女共同参画社会を進める
～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～
基本目標
施策の方針
Ⅰ
男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
Ⅱ
男女が輝き活躍できるまちづくり
【越谷市女性活躍推進計画】
3 女性の活躍の推進
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
Ⅲ
男女が安心して暮らせるまちづくり
5 地域社会における男女共同参画の推進
6 生涯を通じた心身の健康づくり
Ⅳ
男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
【越谷市ＤＶ対策基本計画】
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
推進体制の充実

改正案

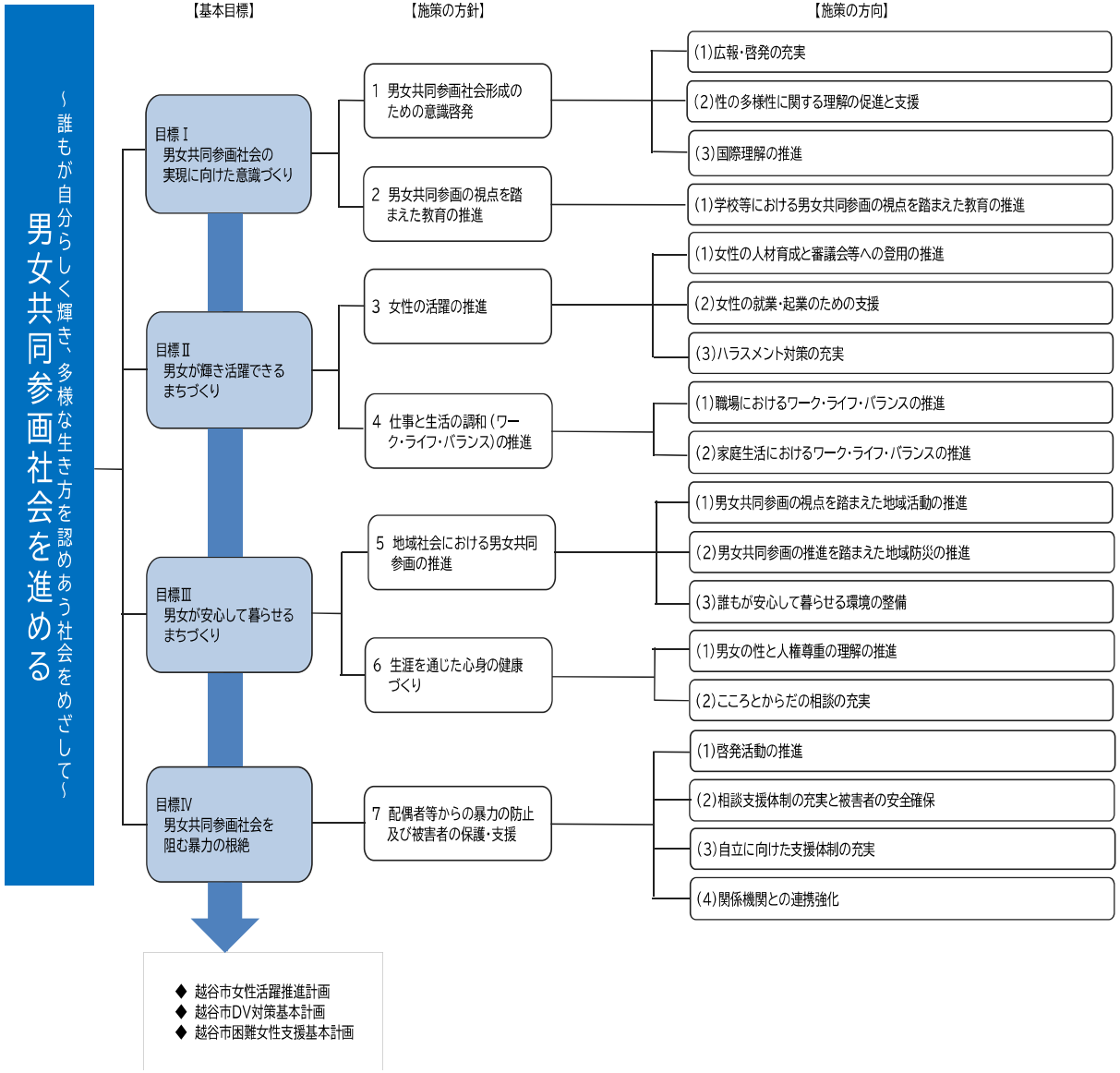
男女共同参画社会を進める
～誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして～
【基本目標】
【施策の方針】
【施策の方向】
目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
1 男女共同参画社会形成のための意識啓発
(1)広報・啓発の充実
(2)性の多様性に関する理解の促進と支援
(3)国際理解の推進
2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
(1)学校等における男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進
目標Ⅱ 男女が輝き活躍できるまちづくり
3 女性の活躍の推進
(1)女性の人材育成と審議会等への登用の推進
(2)女性の就業・起業のための支援
(3)ハラスメント対策の充実
4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
(1)職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
(2)家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
目標Ⅲ 男女が安心して暮らせるまちづくり
5 地域社会における男女共同参画の推進
(1)男女共同参画の視点を踏まえた地域活動の推進
(2)男女共同参画の推進を踏まえた地域防災の推進
(3)誰もが安心して暮らせる環境の整備
6 生涯を通じた心身の健康づくり
(1)男女の性と人権尊重の理解の推進
(2)こころとからだの相談の充実
目標Ⅳ 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶
7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
(1)啓発活動の推進
(2)相談支援体制の充実と被害者の安全確保
(3)自立に向けた支援体制の充実
(4)関係機関との連携強化
◆ 越谷市女性活躍推進計画
◆ 越谷市DV対策基本計画
◆ 越谷市困難女性支援基本計画
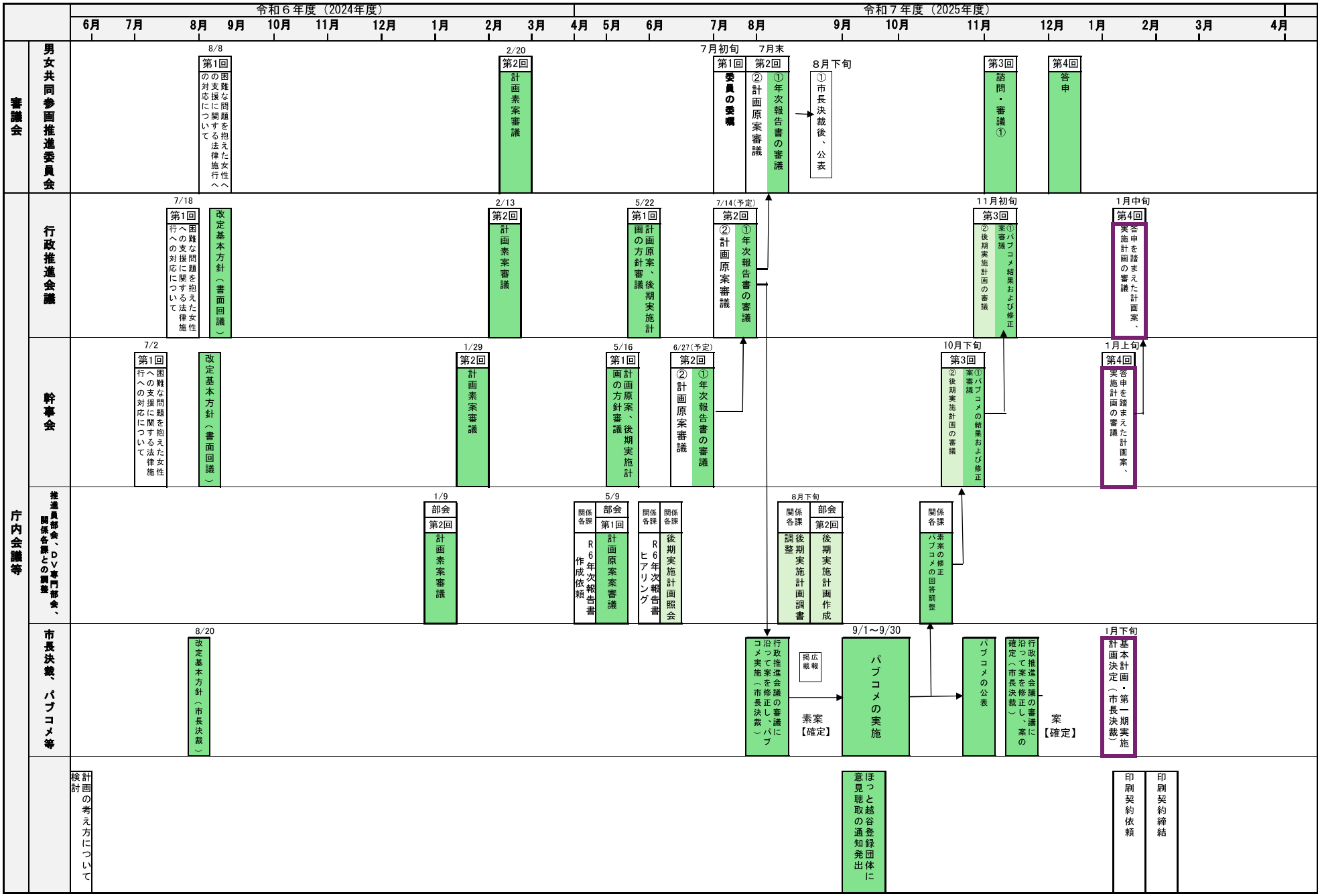
第４次越谷市男女共同参画計画　改定スケジュール（2025.4.30現在）